

国土利用計画法に基づく土地取引の届出について

現在、長野県内では土地取引の事後届出制が実施されており、条件を満たす土地取引を行った場合は届出が必要になります（国土利用計画法第23条第1項）。

1 事後届出が必要となる権利移転の形態等

- ・「売買契約、売買予約、入札」
- ・「保留地処分（区画整理）」
- ・「共有持分の譲渡」
- ・「営業譲渡」
- ・「譲渡担保」
- ・「代物弁済、代物弁済予約」
- ・「交換」
- ・「形成権の譲渡」
- ・「予約完結権の譲渡」
- ・「買戻権の譲渡」
- ・「停止条件付き、解除条件付き契約」

※特定な権利形態の場合、事後届出が不要となる場合があります。

2 事後届出が必要となる面積

- (1) 都市計画区域 5,000㎡以上
- (2) 都市計画区域以外の区域 10,000㎡以上

※ 個々の面積が小さくても、譲受人が権利を取得する土地の合計が面積要件以上となる場合は、届出が必要となります。

3 事後届出のポイント

届出時点：契約締結後2週間以内（契約締結日を含む）

なお、2週間目が土日、祝日の場合はその翌日まで

届出義務者：譲受人（買主）

4 その他

電子申請サービスをご活用ください。

<https://www.city.iida.lg.jp/soshiki/168/densisinsei.html>

※ 詳しくは、長野県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kensetsu/infra/tochi/torihiki/kisei/index.html>

問い合わせ先

企画課 企画調整係 電話 0265-22-4511 内線 2227